

地域集団論の新しい展開

倉 田 和 四 生

はじめに

- [1] 地域集団に関する論点
- [2] 包括型地域組織の役割
- [3] ボランタリー・アソシエーションと町内会
- [4] 生活課題とコミュニティの機能的問題
- [5] 課題処理機関の空間配置
- [6] 課題の専門的処理と相互扶助的処理
- [7] 新しい社会層と自治会活動の関連づけ
むすび——自治会の変質と課題

はじめに

第3回日本都市社会学会（昭和60年4月4～6日）は関西学院千刈セミナー・ハウスで開催されたが、その第3日目（6日）に、「都市化社会における地域集団」と題するシンポジュームが持たれた。

そこで三つの報告がなされている。まず第1は越智昇氏による「ボランタリー・アソシエーションと町内会」、次は中田実氏による「包括的地域組織の性格と展開」、第3は森岡清志氏による「コミュニティ形成と生活構造」である。これに対して秋元律郎氏、高橋勇悦氏が補足的質問を行なった後、中田重好氏、金子勇氏による討論がなされた。これらの報告と討論については司会者の倉沢進氏が「日本都市社会学年報3（1985）」にその全容を報告している¹⁾。

このシンポジュームの特徴はまず町内会とボランタリー・アソシエーションとの関連について論じたこと、第2に町内会・コミュニティと地域の保全管理機能の関係を示唆したこと、第3に町内

会と新しいライフ・スタイルやネットワーキングとの関連づけの問題の検討を提起したことにある。地域集団に関するこのような論議はこれまであまり掘下げた形ではなされていなかったから、これは新らしい角度からのアプローチといえよう。

日本都市社会学会においては、シンポジュームの翌年（61年4月）には前年の継続として「ミニ・シンポジューム」を実施する慣例になっているところから、司会者の一人として参加した筆者が61年度の「ミニ・シンポ」の話題提供者を指名された。そこで61年度の第4回大会の第1日目（4月3日）の「ミニ・シンポ」において「都市化と地域集団」と題する報告を行なったが、それは前年のシンポジュームでなされた発表のなかからいくつかの問題点を取上げて検討したものであった。本稿はその報告に若干加筆したものである。

[1] 地域集団(町内会)に関する論点

まず本論に入る前に、日本の代表的な地域集団としての町内会について、サンフランシスコ平和条約によって独立した後の昭和28年に展開された論議およびその後に問題となつたいくつかの論点について若干整理しておこう。

(1) 昭和20年代における地域集団(町内会) 論

戦時中に大きな役割を担わされた町内会は第2次大戦後の昭和22年内務省訓令第4号および政令15号によって廃止されたが、昭和26年平和条約の締結にともなってその政令の効力が失われたところから、再び町内会の復活が見られるように成っ

1) 倉沢進「シンポジウム——都市化社会における地域集団」日本都市社会学会編『日本都市社会学会年報3』1985, 5—13頁。

た。

そこでこのような風潮にたいして賛否両論が各方面で論議された。この時期にあたって、「日本都市問題会議」においては「市民組織の問題」を取り上げ、町内会について討論をおこなった。報告を求められたのは「高田保馬」、「奥井復太郎」、「鈴木栄太郎」、「磯村英一」の四氏であったが、四氏はそれぞれの角度から町内会の意義と役割について論じている。

高田保馬氏は町内会の隣組に焦点をあてて論じている。これによると大都市における人間の相互作用は合理性と自己の利益を求める故に情誼を離れ利益社会的なものになる。しかも今日、家族は急速に機能を減退させていくから、これに代わる共同社会を必要としている。隣組は都会の人達の間に魂のオアシスとして家族とは別の拠り所を与えた。隣組は自治体と住民との間の媒介をなす組織でもあるという²⁾。

敗戦後、大方の日本人が自信喪失と伝統否定に陥っていた時期に隣組の意義を高く評価し、これは利益社会化がもたらす、時代の問題を克服する拠点となると主張された高田博士の見解は時代を超えた理論家の見識といわざるを得ない。

次に鈴木栄太郎氏によると、近代化に伴って地区集団は衰退し、職域集団がますます優勢になっていく傾向にあるという。したがってこのような時期に隣組、町内会のような制度を強制的に施行するのは文明の方向、都市発展の方向とも逆行する措置と述べている³⁾。

鈴木栄太郎はこの論文のなかで都市の社会構造に関するすぐれた構想を示唆しているものの、近代化、利益社会化の生みだす問題性について考察したわけではない。そこで地域集団の意義についてはむしろ否定的な評価を下したものと考えられる。

第三に、奥井復太郎氏によると都市化の進展とともにあって町内の近隣集団は崩壊に瀕している。

このように近隣社会の基盤が失われた現在、近隣相親しむの境地を享保し、近隣の組織化をすすめることは社会生活の改善において重要なことと彼は考えている。

そこで組織化をすすめる際の留意点として、①自由で明朗なもの、②土地柄に応じた独自の方式、③ボス支配をさける、を示唆している。このように彼は近隣集団の意義を認め、きわめて適切な指針を示している⁴⁾。

最後に磯村英一氏は、流動性の高い大都市において町会・隣組などを必要とする理論的根拠は見出せないとしながらも、完全に否定することはなく、もし地域集団を再検討する可能性があるとしたら、従来の町会・隣組の亞流でなく、別の意味でのコミュニティであろうと述べている。このように彼は伝統的な組織の復活には反対しながらも、個人の主体性、自発性にもとづくコミュニティの形成を示唆している⁵⁾。

以上、昭和28年の時点において四人のすぐれた社会学者の地域集団に関する見解を検討した。これはその後の地域集団に関する論議の基点としてきわめて重要な意味を持っている⁶⁾。

(2) 社会変動と町内会

町内会の形成と発展に関するもう一つの論点は、近代化の進展とともに包括的機能を営む前近代的集団は単一機能をもつ集団に分化するというスペンサー以来の仮説が町内会の形成と発展には必ずしも妥当しないという認識である。

日本の都市における町内会の形成の過程をみると、上の仮説とは逆に単一機能の集団が融合して包括的機能をもつ町内会へと発展したことが指摘されている⁷⁾。

また第2次大戦後、町内会の廃止から復活にいたるプロセスを検討すると、ここでもまた町内会の廃止によって生まれた単一機能集団、例えば神戸市では衛生組合、自警団、募金組織などが再び

2) 高田保馬「市民組織に関する私見」東京市政調査会『都市問題』44巻10号、1953、1—11頁。

3) 鈴木栄太郎「近代化と市民組織」東京市政調査会『都市問題』44巻10号、1953、13—22頁。

4) 奥井復太郎「近隣社会の組織化」東京市政調査会『都市問題』44巻10号、1953、23—33頁。

5) 磯村英一「都市の社会集団」東京市政調査会『都市問題』44巻10号、1953、35—50頁。

6) 藤田弘夫「日本都市の社会学的特質」時潮社、昭和57年、164頁。

吉原直樹「地域社会と地域住民組織」八千代出版、昭和55年、87頁。

7) 中村八朗「戦前の東京における町内会」国連大学『技術の移転・変容・開発』アジア経済研究所、1978、29頁。

中村八朗「形成過程より見た町内会——戦前における町内会」富田富士雄古稀記念論文集『現代社会と人間の課題』新評論、1980、34—59頁。

合体して自治会が作られるといった例がみられる⁸⁾。

このように日本の地域社会に於いては近代化の進行にもかかわらず、包括的機能を備えた町内会が分解することなく存続しただけでなく、一旦分解した後も、なお原型に復帰する様相をみせたわけである。

これは集団の近代化過程に関する仮説に対する反証としての意味をもつものとして興味をそそる問題である。もっともこの問題は形式的な分析にとどまらず、立入った吟味が必要であろう。機能の包括性やメンバーの拘束性を掘下げて分析すると形式的なものとは異なった様相がみられる。すなわち大市の自治会は形式的にはコミュニティとされていても実質的にはアソシエーション的なものと見なす方が妥当と考えられる。全員自動的な参加といつても強制力を持たないから、その拘束性は実質を伴わないからである。

(3) 町内会と地域政治の構造

次に地域集団としての町内会が果たしている地域行政上の役割と地域政治上の役割が注目されてきた。

周知の通り、町内会は住民の親睦その他の自治の機能と行政補完や行政下請の機能を併せ持つ存在である。ほとんど実質的な活動をしていない町内会であっても、町内の親睦の催や慶弔は行なっているし、自治体は末端行政の実施にあたっては町内会に依存し、その協力を求める。他方、町内会も行政に協力することによって自らの存在意義を確かならしめ、そのことによって公共性を保持することが可能になるところから、行政には進んで協力する姿勢をもっている。

末端行政の補完業務は町内会に対する委託業務のように明確な形をとるものだけにとどまらず、行政が関与する地域のあらゆる問題に関連している。

戦争中、町内会は行政の補完というよりも、行政そのものを担わされた。統制経済が機能し得た

のは町内会を通してあらゆる物資の配給がなされたからであった。今日では物資の配給はなく成ったが、広報の配付も町内会を通す例が多いし、市民生活にとって重要な情報も町内会を通して流されることが多い。いずれにしても行政と町内会の関係は今日もきわめて緊密である。

第二に、町内会と地域の勢力構造のかかわりが注目される。従来、町内会は政治的には旧中間層による地域支配の伝統を温存する基盤になっているところから、政治学者や行政学者は地域民主化の立場に立って町内会の保守的な役割を明らかにしている。たとえば松下圭一は保守政治指導の基底的条件をなすムラ状況と対決するために、民主主義の確立を提起している⁹⁾。

しかしながら都市化の進展に伴い団地やニュータウンが形成されたことや公害に対する反対運動のなかから、地域集団の指導層の変化がみられ、旧中間層から新中間層へと移行した例も多く、新しい展開を示している。

これらについては社会学者の実態調査によって様々に実証されている¹⁰⁾。

(4) 文化型としての地域集団

その後、町内会の本質規定について新しく問題を提起したのは近江哲男氏であった。彼は町内会を日本の地域集団の中核に据えて研究したが、ことに社会変動論やアーバニズム論の主張——地域集団の衰退——とは違って、日本の町内会は占領政策による禁止にもかかわらず、短時日のうちに復活し、普遍的に普及して来た事実に注目し、その理由を追求した。その結果、町内会を単なる封建遺制と把えるだけでは十分でなく、その底に流れる生命力を汲み取る必要があると主張するに至った。

近江氏によると、町内会が根強く存在している理由は町内会が集団の原型として生きているからである。そこでそれは封建遺制というよりも「文化の型」として把える方がより適切であると主張している¹¹⁾。

8) 倉田和四生『都市コミュニティ論』法律文化社、1985、176頁。

9) 松下圭一『現代日本の政治的構成』1962、東大出版、216—218頁。

10) 中村八朗「三鷹市の住民組織——近郊都市化に伴うその変質——」ICU 社会科学研究所『三鷹市総合調査報告書』1964、99頁。

奥田道大『都市コミュニティの理論』東大出版、1983、11—20頁。

11) 近江哲男「都市の地域集団」早稲田大学社会科学研究所『社会科学討究』第3巻、1958、181—230頁。

また安田三郎氏は町内会が日本社会特有の文化様式であることを認めた上で、その成立根拠を問い合わせ、その答えを得るために町内会を社会集団と考えるのではなく、「地方自治体」と把え直す必要があると述べている¹²⁾。

この見解は町内会の機能、メンバー・シップのあり方を事実に則して理解するのには適合しているが、大都市では地域生活の重要な部分について町内会単位で自治がなされているわけではないから、それを自治体とみなすことは返って現実から遊離することになるのではないか。むしろ、自治体であった町内会が、自治体としては存在し得ない社会的状況のなかで、かつての自治体と同じような「文化の型」を再生産しているというのが事実であろう。

町内会を文化の型と考える見解には中村八朗、高橋勇悦氏なども賛意を表しているが、他方、奥田道大氏や秋元律郎氏は疑義を呈している¹³⁾。

以上見て来たように町内会の研究はまず民主化的の観点に立って、その保守性の批判から始まり、権力の温存の基盤の分析に集中したが、次第に機能や文化論へと展開して來た。今後さらに国際的なパースペクティブの中でも大いに研究さるべきであろう。

[2] 包括型地域組織（町内会・コミュニティ）の役割

ここで検討する第1の課題は、中田実氏の報告に関わるもので、包括型の地域集団（町内会）は地域の共同管理の機能を担うか、というものである。

中田氏は「包括型地域組織の性格と展開」という題で次の六つの論点を述べた。まず第一に町内会とコミュニティはともに地域の基盤として、全構成員が参加（あるいは参加を期待される）して

いる「包括型地域組織」として捉えられること、第2にこの型の組織は分業化、都市化、生活圏の拡大された社会においても消滅しないであろうと述べている。

第3に土地の帰属、利用、管理を中核とする地域の保全管理の機能は行政によっても代替しえない包括型地域組織の根底的機能である。全構成員に開かれた管理はなくならないであろうし、なくすべきではないと中田氏は主張している。

第4の論点は、コミュニティを町内会の発展段階として捉えようというものであり、空間的範囲の広域化、成員の多様化、活動主体の自覚などの面で拡大発展しているという意味でコミュニティは町内会の発展形態と考えられる。このような町内会からコミュニティへの発展の背景には都市的生活様式の拡大があり、その内実をなすものとして不特定多数の人が同時に使える社会的共同消費手段の拡大がある。

第5の論点はコミュニティ活動への住民の期待が問題解決型を志向しているので、住民の意識の次元でもコミュニティへの発展がみられるという。

第6の論点はこのような町内会からコミュニティへの発展が、タテワリ行政の反省、行政の情報公開がコミュニティとのつながりを促進し、多数のコミュニティ・センターの設置により、自治体の分権化など自治体革新をもたらすと指摘している¹⁴⁾。

ここでは第3の論点すなわち共同管理機能について検討してみよう。これが第1の設問である。中田氏は共同管理機能は町内会の根底的機能であると述べているが、これは町内会に必須のものと言えるのであろうか。これは村落社会や小都市の場合のように、部落会や町内会が、共同体的な自治体である場合に備えている機能であって、大都市の自治会においてはこの機能を保持する例は多

12) 安田三郎「町内会について——日本社会論（五）」『現代社会学』第4卷第1号、1977、講談社、176頁。

13) 中村八朗「都市的発展と町内会——都下日野市の場合——」I C U社会科学研究所『地域社会と都市化』1962、79—153頁。

中村八朗「三鷹市の住民組織——近郊都市化に伴う変質——」I C U社会科学研究所『近郊都市の変貌過程』1964、99—178頁。

高橋勇悦『都市化の社会心理』川島書店、1974、79頁。

奥田道大「地域生活」松原治郎・副田義也編『福祉社会学』川島書店、1966、108頁。

秋元律郎『戦争と民衆——太平洋戦争下の都市生活——』学陽書房、1974、262頁。

14) 倉沢進、前掲年報、6—8頁。

くはない。例えば神戸市の場合でも自治会・町内会で公共施設の共同管理を行なっているところは限られている。そしてそれが為されている場合は行政が大きな援助をしているか、財産区などの財源を保有している場合である。大都市の自治会ではその主な機能は生活環境の保持と会員の親睦に限られているものが多い。このような自治会の場合には共同管理機能を遂行するための負担には耐え得ないのが実情であろう。

大都市では公共施設の管理の第1次的責任はむしろ行政にあると考えられる。自治会は住民の施設の利用を促進するため、地元の受皿として、管理責任者としての行政と協力して管理運営に参加することが期待されている。その為に地元の組織を網羅して管理運営組織を形成し運営に当ることがなされている。

このように公共施設の管理は行政と地元の組織が協力してこれに当るのが望ましいといえよう。若し地元の組織にすべての管理責任を負わされたるとしたら、その経費や労力の負担には耐えられないであろう¹⁵⁾。

村の主要な活動に原則として全員参加を求める「村落」と違って、大都市社会においては専従者による行政管理と一般市民の分化が進行している。都市コミュニティは全員の自発的参加を理想とはしているが、強制力を持たないため、理想と現実のズレは大きい。

[3] ボランタリー・アソシエーションと自治会

次にボランタリー・アソシエーションはどこまで自治会を変革し得るかという問題について検討してみよう。

越智昇氏は「ボランタリー・アソシエーションと町内会」というテーマで両者のかかわりについて論じた。

越智氏によると、町内会は①地区毎に世帯主をもとに自動的に組織されている。②会則をもって

いる。③運動会・祭などを中心に運営される。④行政によって住民を代表する組織と認定されているといった特性を備えている。これを氏は「制度としての町内会」と呼ぶ。ところでこのような町内会はボランタリー・アソシエーションとの関連で変化していくものであるが、その方向はアスクリプション型からアチーブメント型への方向を辿る、と氏は主張している。

第2に氏のデータによると、①住民は町内会への参加意欲は少なく、逆にボランタリー・アソシエーションへの参加意欲は高い。②自由な選択的な団体活動はきわめて旺盛であり、③その際のメンバー・シップは町内会範囲に限られるものは27%にすぎず、学歴、行政区、市内全域など広域のものが大半である。④その団体の持続期間は平均5~6年と推定されており、変化は激しい。このようにボランタリー・アソシエーションの形成によって町内会からの離脱が促進されると指摘している。

第3に、このような町内会からボランタリー・アソシエーションへの文化変容を促進する重要な要因として、両組織の役員のなかのキーパーソンないし影響者の存在を指摘している。

第4に越智氏の指摘で重要なことは、ボランタリー・アソシエーションへの参加がキーパーソンを生成するという点である。アソシエーションへの参加が契機となって意識の変化が生まれ、やがてキーパーソンと成りこれが町内会を含む地域の変容をもたらすという¹⁶⁾。

さて越智氏が力説しているようにボランタリー・アソシエーションが町内会活動に影響を与えてることは確かである。ことに大都市においては数的にはボランタリー・アソシエーションが圧倒的に多いところからその影響力は大きいといわなければならない。都市社会の特質はボランタリー・アソシエーションの噴出にあるから、この指摘は極めて重要である。

しかしその影響力がどの程度のものか、普遍的なものかについては必ずしも明らかでない。ボラ

15) 中川勝雄は中田実氏の地域管理機能について否定的な見解を述べている。

石川淳志外編『現代日本の地域社会』青木書店、1983、130—131頁。

16) 倉沢進、前掲年報、5—6頁。

キーパーソンの働きによって制度としての町内会がアスクリプションの制度からアチーブメントの制度変化するという考えを越智氏が持っているであろうと倉沢氏は推察している。

ンタリー・アソシエーションには運動型と教養・趣味型がある。このなかで町内会に強い影響を与えるのは主に運動型のそれであろう。しかしこの型の組織はそれほど多くはなく、目標が達成されると組織も解消するケースが多い。さらに重要な点は、倉沢進氏が指摘しているように、逆に町内会が自らの原理をボランタリー・アソシエーションに対して滲透させていく面についても注目しなければならない¹⁷⁾。例えば運動体が町内会から構成されていることもあり、また町内会を中心にボランティアを包含する場合もある。このような場合には運動体にさえ町内会原理が滲透することがある。

いずれにしても越智氏が第4に指摘しているようにボランタリー・アソシエーションの形成が町内会からの離脱を促進するという事実がいくらかみられるとしても、それが普遍的に進行しているとは考えにくい。

むしろ町内会とボランタリー・アソシエーションが矛盾を表面化することなく平和裡に併存していることが日本の地域構造の特質をなしているといえるのではないか。

次にこれとは別に、町内会のあり方に影響を与える事態を二つ指摘しておこう。その一つはモデル・コミュニティの形成といった小地域の組織化である。この組織化によって、地域の住民組織を網羅する協議体が構成され、その中で個人の自主性、主体性を原則とする民主的な組織運営がなされることによって、町内会の伝統的、慣行的な運営方式にたいして影響を与え、反省を迫ることに成るであろう。

もう一つの影響は行政の主導で創り出される組織的なわち行政協力団体——例えば社会福祉協議会、青少年問題協議会、体育協会、文化協会など——は町内会と深いつながりを持っているため、両者間には協働がみられるが、この協働が町内会の民主化を促進する。

[4] 生活課題とコミュニティの機能的問題

森岡清志氏は「コミュニティの形成と生活構造」

と題して以下の論点を述べた。

まず第1の論点は新しいライフ・スタイルをもつ社会層の登場である。社会的財整序が相対的に安定したパターンを氏は「生活構造」と呼ぶのであるが、新しいライフ・スタイルをもった社会層が都市を中心に成立してきていることを指摘した。

ここで新しいライフ・スタイルとは専門サービスを享受するとともに、第1次関係動員のさいの選択として「友人志向」が重視されるといった特徴をもつものである。

第2の論点はこの新しいライフ・スタイルと近年アメリカにおいて注目されたようになった新しい動向としての「ネットワーキング」との間に親和性がみられるという指摘である。

ネットワーキングとは、①関与する個人が相互に平等であり、②メンバーの重複・交替、③リーダーの非固定化、④ある問題解決という価値の共有、⑤問題が処理されると解散、⑥問題ごとに細分化されたラフな統合、といった特徴をもつ関係である。

日本の都市の新しいライフ・スタイルは友人志向性を媒介としてアメリカのネットワーキングと親和性をもつものと考えられる。

第3の論点は日本における相互扶助の独特の性格との関連で、新しい義理ともいべきものに変質するであろう。近隣関係における義理の活性化、義理の内容的変化の過程で新しい義理やコミュニティ・モラルが形成されると指摘された。

第4の論点として、新しい社会層のもつ友人志向性・ネットワーキングと町内会活動を結びつける何らかの「きっかけ」の必要性が指摘された¹⁸⁾。

ところで倉沢進氏は前に「都市的生活様式論序説」¹⁹⁾の中で、村落は主に相互扶助によって生活問題を処理するのに対して、都市は主に専門機関によって問題を処理すると述べているが、これは都市を問題処理という機能的観点から捉えたものですぐれた洞察といえよう。森岡清志氏はこの観点からコミュニティを「生活問題の専門的処理と相互扶助的処理とが最適な結合を示す地域社会

17) 倉沢進、前掲年報、12—13頁。

18) 倉沢進、前掲年報、8—9頁。

19) 倉沢進「都市的生活様式論序説」磯村英一編『現代都市の社会学』1977、19—29頁。

システム」と定義している²⁰⁾。

さてここでは森岡氏が提起した4つの論点を直接論議するかわりに、ここでまず生活問題をどのように考えるかについて論じてみよう。これが次の設問である。

生活問題を規定するには個人の欲求の分類による方法と社会システムの機能的問題として把える方法とが考えられる。

ここでは社会システムの機能的問題としてパーソンズのLIGA図式を用いて考察したい²¹⁾。

まず「型の維持」(L)は行為者が相互作用のネットワークの中で具体的活動をしていく際に必要な行為のパターンを保持していく機能である。これは基本的な行為様式を学習することは勿論のこと、様々な付隨的な行為のパターンの学習をも含まれている。さらに一旦学習されたパターンを有效地に保持することも必要である。今日のように急激な社会変動の時代にはまさに生涯を通じての学習が要請されている。

行為パターンはそれ自体が「文化」の一要素であるだけでなく、「価値体系」や「社会秩序」によって基礎づけられているものであるから、「型の維持」の機能は「文化システム」と深いつながりをもっている。

ここで取扱うコミュニティのレベルでは、具体的には学習・リクリエーションの機能であり、主要な組織としては各種のサークルをあげることが出来よう。これは自治会に支援されたり、その下部組織であることが多く、婦人会や老人会とも関係が深い。

次に「統合」(I)の機能は社会システムの成立にとって最も重要なものである。社会システムはその構成要素が行為規範にしたがって統合され、構成員間に何ほどかの愛着や連帯が生み出されることによって保持されるものである。統合なしにはシステムの維持はあり得ないから、システムにとって最も重要な、あるいは前提となる機能である。

ここで取上げているコミュニティ・レベルにお

記号	機能的問題	具体的活動	主要な組織
L	型 の 維 持	学習・リクリエーション	サークル(自治会)
I	統 合	相互扶助活動	自治区・社会福祉協議会
G	目 標 達 成	共同管理・参加	地区協議会
A	適 応	生活環境の保持	隣保の清掃係(自治会)

いては成員の相互調整、内部規制、相互扶助などがある。その機能を担う主要な組織としては社会福祉協議会（あるいはその支部）をあげることが出来よう。

第3の機能は「目標達成」(G)である。人間の行為はある目標に指向しているのが第一の特徴である。行為は目標の達成によってその目的を遂げることが出来る。したがって目標達成は行為の重要な機能である。

コミュニティ・レベルにおいては行政当局への要求や要請を行なうことの外に行政参加や地域の公共施設の管理への参加などがあげられよう。

そしてその役割を主に担当する組織としては連合自治会や地区協議会といったものであろう。この組織の役割は当該組織の要求をシステム外部の上位の団体に伝えこれを実現することにあるから、これは当該組織にとって政治的機能といえよう。

第4の機能は「適応」(A)である。すべての社会システムは環境のなかに位置づけられており、環境とのインプット—アウトプットの関係を持つことによってはじめて存続が可能とされている。社会システムの第一次的環境としては行為システムの中の他のサブ・システムとしてパーソナリティ・システム、文化システム、行動システムがあり、さらに行動システムの環境として、テリック・システム、人間有機システム、物理—化学システムがある。

コミュニティ・レベルでは生活資料の用意（経済）の他に生活環境の保持、防災・防犯活動があ

20) 倉沢進、前掲年報、8頁。

21) パーソンズの四つの機能的問題については、T. パーソンズ 倉田和四生訳『社会システムの構造と機能』創文社、1984。なおコミュニティへの適用については、倉田和四生『都市コミュニティ論』法律文化社、1985。

げられる。これらの機能を主に担当するのは、通常、自治会・町内会の下部組織の防犯係や清掃係である。

コミュニティ・レベルにおいてもこれら四つの機能がどのように充たされるか、これを担当する主要な組織は何か。これら組織間のインプット・アウトプットの関連を明らかにすることによってコミュニティ・システムの分析が可能となる。

[5] 課題処理機関の空間配置

課題処理機関の空間配置は次頁の図(1)のとおりであるが、これは地域の広がりとして、①コミュニティ、②都市コミュニティ、③広域圏コミュニティの三段階を区別し、これと四つの機能的問題をかみ合わせ、その機能を担当する主要な組織を示したものである²²⁾。

(1) 三つの範域

まず第1のコミュニティは小地域のコミュニティで具体的には「小学校区」に当る地域と想定している。したがって自治会の単位でとると、いくつかの自治会からなる連合自治会の範域に当る。人口は日本では約1万人から2万人位ないと考えてよい。これが第1次生活圏である。

第2は「都市コミュニティ」である。大都市ではコミュニティがいくつか集まって「行政区」が設けられているが、これはあくまで行政上のものであって生活上のものではないのでここでは地域として設定しない。コミュニティがいくつか集まって全市域に及ぶものを「都市コミュニティ」とする。

都市コミュニティは行政上完結した範域であるだけでなく、かなりの程度まで生活要求が充足され得る範囲である。

しかし現代のように機能分化がすすみ、流動化し広域化した時代においては生活の要求は「都市

コミュニティ」の内部においてさえ十分に充たされることは不可能である。むしろ都市の範囲を越えた広がりの中で生活が営まれている。中心都市への大量の通勤・通学が日常化している大都市圏ではこのような現象が一般化して來た。交通・通信の手段がますます発展して來た今日では大都市圏以外の地域においても次第に生活の範域が行政区域（町や都市）を越えて広域化しつつあるのが現状である。

そこで第3の範域は「広域圏コミュニティ」いわゆるメトロポリタン・コミュニティである。

(2) 機能的問題と対応する主な組織

コミュニティ・レベルの機能と主な組織については前節で述べたので、次に都市コミュニティ・レベルの機能的問題とこれに対応する主な組織について述べよう。

1) 型の維持

都市コミュニティ・レベルにおいては学習の機能はいろいろな形でなされている。基本的なものとして行政の責任でなされる小学校・中学校さらに高等学校、大学などがあるが、これに加えて民間のカルチャーセンター、YMCA、YWCAその他雑多な学習機関が存在している。

次に「体育活動」を促進するものとして全市レベルで各種の体育施設が設けられ体育協会が形成されている。

また「リクリエーション活動」としては、市当局によって各種のリクリエーション施設を設けたり、協会を組織して、活動の奨励・育成がなされている。

2) 統合

都市コミュニティ・レベルの統合機能のなかで「調整」は連合自治会の全市的な協議会として市連合自治会が地域の調整に當る。

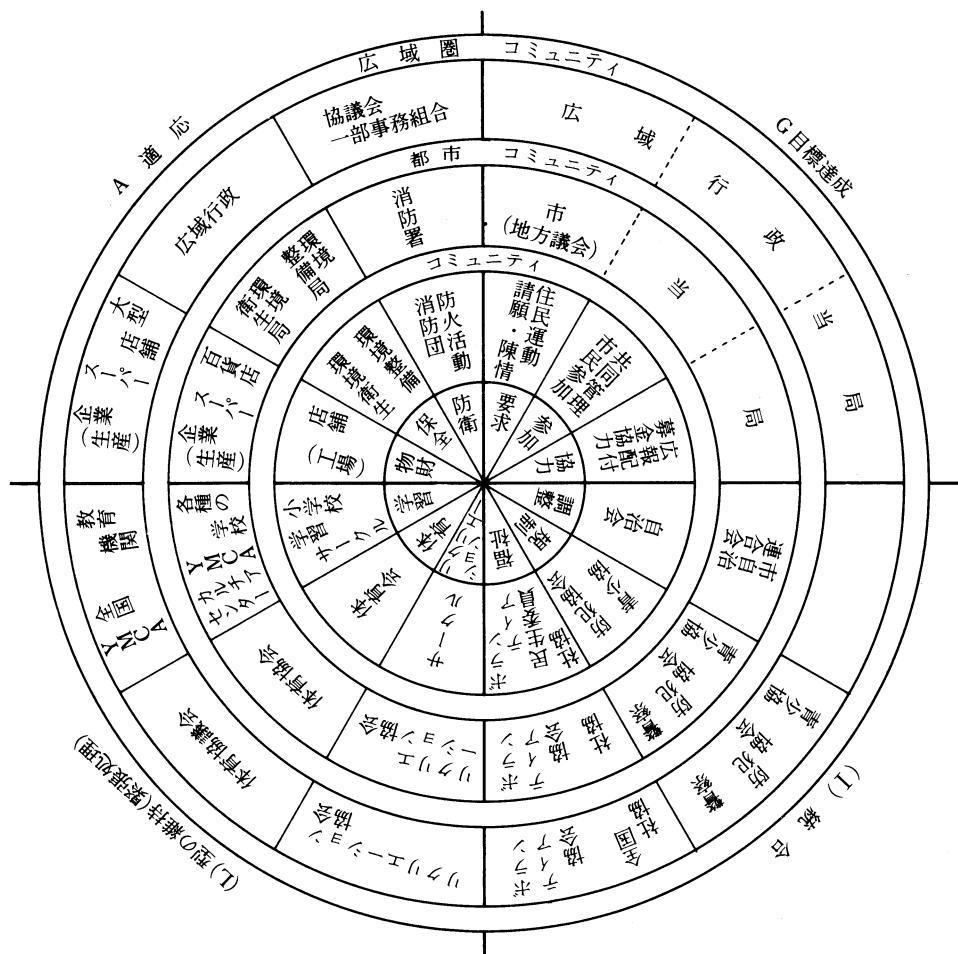
「規制」の機能としては青少年の健全育成を目指す「青少年問題協議会」があり、防犯活動とし

22) 地域生活の範域のレベルとしては、さらに

- ① 近隣（町丁別自治会）
- ② コミュニティ（小学校区、連合自治会）
- ③ 行政区
- ④ 都市コミュニティ
- ⑤ 広域圏コミュニティ
- ⑥ ナショナル・コミュニティ（全体社会）
- ⑦ 世界コミュニティ

に区別することが出来るが、あまりに複雑になるので、ここでは①、③、⑥、⑦は省略した。

機能的問題と処理機関の空間配置



では「防犯協会」が組織され、全市的なレベルで警察の規制がなされている。

「相互扶助」としては「市社会福祉協議会」が組織され、これが中核となって活動しているが、これに加えてボランティアを組織した「ボランティア協会」も組織され、これらが協力して福祉活動を遂行している。

3) 目標達成

都市コミュニティのレベルに於ては目標達成の機能を担当するのは「地方自治体」の行政当局である。行政当局は都市の長期目標を設定し、これを具体的に実現するために努力している。さらに都市の政治・行政を遂行するためには議会が設けられ、政治会派が存在する。

4) 適 応

都市コミュニティのレベルにおける適応機能は

生活物資の調達（経済）の他、環境整備および防災活動など緊急事態への対応があげられよう。

生活物資の調達するわち経済活動は企業によって生産活動が行なわれて、消費はスーパー・百貨店などの大型店舗も多い。

環境整備には自然環境の整備や道路などの生活手段の整備などの外、環境衛生の保持があげられるが、これらはいずれも自治体の責任において遂行されている。

次に防火活動も自治体の責任において運営されている。具体的には村の成員の中から選ばれた人によって運営される消防団とは違って専門化された職員による消防署が配置されている。

(3) 広域圏コミュニティ

広域圏のコミュニティにおいても、同じような四つの機能的問題の処理が要請され、これに対応

する組織がある。

1) 型の維持

型の維持の機能を担当する組織は都市コミュニティのレベルと同様に、各種の教育機関、体育協会、リクリエーション協会などによって遂行されている。

2) 統合

統合機能も都市レベルと同様に全国社会福祉協議会、ボランティア協会、青少年問題協議会、防犯協会、警察などによって遂行されている。

3) 目標達成

目標達成機能も広域圏の行政当局や政党によって遂行されている。

4) 適応

適応機能も都市レベルと同様に生活資財の生産は企業、消費の販売は店舗、環境衛生と消防は行政によって担われている。

以上のように三つのコミュニティのレベルに応じて四つの機能的問題処理のための機関が配置されている。そしてこれらの比較から明らかに、コミュニティ・レベルにはかなり相互扶助的な問題処理が含まれているが、都市レベルや広域圏レベルはほとんどの機能的問題は専門化された機関によって処理されている。

[6] 課題の専門的処理と相互扶助的処理

先に述べたように倉沢氏によると、村落は生活課題を相互扶助的なやり方で処理しているが、これに反して都市はこれを処理するため多くの専門機関を発展させているところであるという。市民は自からの生活問題をこれらの専門化された機関によって自由に処理している。

森岡氏によると、コミュニティにおいては生活問題の処理が相互扶助的な方式と専門機関的なやり方がともに用いられているだけでなく、これが最適のバランスを保っている社会であるという。

次の設問として二つの処理方式のバランスの問題を考えてみよう。

先に課題処理機関の空間配置の節で示したように、都市コミュニティや広域圏コミュニティにおいては課題処理のための専門機関が数多く存在し

ているのに対して、コミュニティは共同的（相互扶助的）な方式の活動がなされている場もある。そこで次にコミュニティにおいて二つの処理方式のからみ合いについてみよう。

コ ミ ュ ニ テ イ		
生活課題	専 門 的 処 理 (都市コミュニティ)	相互扶助的処理 (自 治 会)
(L) 学習・文化・教養	学校、カルチャーセンター、YMCA	地元の教養講座
(I) 協 同 扶 助	社会福祉協議会	助け合い活動 ボランティア
(G) 自 治	行政による 公共施設の管理	共同管理等の活動 への参加
(A) 生活環境の保持	環境衛生局	ゴミ収集の地元の受皿

1) 型の維持

型の維持の機能については学習・文化・教養活動があげられるが、都市コミュニティにおいては専門的処理機関として小学校、中学校、高等学校、大学のような文部省の管理下にある教育機関の外、カルチャーセンターや YMCA のような機関も存在している。また各種学校のような技能修得を目指すものもあるが、いずれにしても専門的な機関であることには違いがない。

これに反して自治会・町内会、時にはコミュニティにおいても地元の公共施設において教養講座や学習活動がなされているが、この場合には学習活動そのものにとどまらず、学習活動を契機にして住民の交流や共同性を体験することが重要な意義をもっている。ここでは相互作用や相互扶助の一型態として学習活動がなされているわけである。

自治会の範囲より広いコミュニティの範域では住民は一方において相互扶助的活動を営みながら、他方、専門機関による学習のチャンスをも享受することが可能である。二つのやり方が併存している。

2) 統合

統合に関する機能的問題の処理は協同活動や相互扶助的活動にみることが出来る。

都市コミュニティのレベルにおいては相互扶助の活動として市民生局による行政サービスの外、厚生大臣によって委嘱された民生委員（協議会）

や社会福祉協議会の活動があげられる。また青少年の健全育成を目指す青少年問題協議会なども統合の機能を担っている。

これに対して自治会のレベルにおいては専門機関としての社会福祉協議会の提唱に呼応してボランティアが福祉活動に参加する。また自治会内部の助け合い運動として友愛訪問がなされることもある。いずれにしても自治会の活動では相互扶助の方式が主にとられている。

次に自治会より広い範域から成るコミュニティではこれら二つの方式が両方とも併存している。一方において専門サービスを受けるとともに、他方で相互扶助としての友愛訪問の対象にも成る。ここでも両者が併用されている。

3) 目標達成

目標達成の機能的問題をいま自治のあり方として捉えるとすると、都市コミュニティのレベルでは大きな施設は専門施設として専門的に管理運営されている。

しかしこれが自治会やコミュニティのレベルであればたとえ公共的に建設されたコミュニティ・センターであってもその管理運営は純粹に専門的にではなく、地域の住民組織や一般住民の参加によって運営される傾向にある。また近隣公園の管理にしても、専門の清掃会社ではなく、近隣の住民組織や住民に管理を委託するようになって来た。このような参加を通して住民間の交流を促進し、コミュニティ意識を高めようと考えられている。このようにコミュニティにおいては住民参加を促進することが意図されている。

4) 適 応

適応の機能的問題として生活環境の保持の問題を取上げてみよう。環境衛生の問題は都市レベルにおいては専門的機関としての環境衛生局の担当である。

これに対して自治会レベルでは行政サービスの地元の受皿として清掃担当者によって、例えばゴミ収集後の清掃が住民の協働によってなされている。

以上みて來たように都市コミュニティ・レベルにおいては専門的処理がなされることが多いのに対し、自治会・コミュニティのレベルでは相互扶助的な方式と専門的処理が双方とも用いられ、

併存しているといえよう。

[7] 新しい社会層と町内会活動の関連づけ

先に述べたように森岡清志氏は専門サービスを選択的に享受するとともに友人志向性の強い新しいライフ・スタイルを持った社会層が都市を中心に成立していると述べるとともに、これがアメリカのネットワーキングと親和性をもつことを指摘した。

氏の調査によれば新しいライフ・スタイルを持つ人達は学歴が高く、生活問題の処理において友人を動員する可能性が多く、また生活拡充行動に積極性を示すとともに専門サービスへの接近に強い関心を持つといった特性をもっている。

そこで森岡氏は友人志向性をもつこの新しい社会層と町内会・自治会活動を結びつける何らかの「きっかけ」が必要であることを指摘した。氏はこの点を示唆したにとどまり、具体的方策は示していない。

そこでどのような可能性があるか筆者の意見を述べてみよう。

この課題を考える際にまず最初に指摘されることは新しいライフ・スタイルを持つ社会層の活動の範域は「コミュニティ」にとどまることなく、「都市コミュニティ」や「広域圏コミュニティ」に拡大していく傾向があるということである。

高い学歴を持ち友人志向性が強く、生活拡充行動に積極的に専門サービスに関心の強い人であれば、狭い範域のコミュニティの生活に満足することなく、外に向わざるを得ない。

そこでこの社会層は自治会・町内会の伝統的で慣習化された活動にはあまり強い関心を持たず、むしろある目的を求めて自主的なサークルを作りネットワークを拡充させながら自己の要求を充足させようとする生活構造を築きあげている。この場合の活動はアソシエーション的な方式となっている。

このような状況のなかでこの新しい社会層と自治会活動を関連づけるために必要なことは、地元の自治会活動と都市コミュニティにおける生活拡充的活動を二者択一的に考えないということであ

る。一定の地域に生活する以上、地元の伝統的活動と完全に無縁であることは根なし草に成ることに等しい。生活の具体的基盤に強固に結びつくことによってはじめてその生活に現実性と具体性が付与されるのである。このように生活の強固な基盤を地域に持ちながら、都市コミュニティや広域圏コミュニティにおいて専門サービスを享受したり、生活拡充活動に努め、またネットワークに属して十分な活動が可能となるであろう。

ここで重要なことは、自治会やコミュニティ内部の活動とコミュニティの外部の都市コミュニティや広域圏コミュニティでの活動が矛盾し合うものではなく、二者択一的に考えてはならないということを十分に自覚することである。

そこで具体的に、新しいライフ・スタイルを持つ社会層を自治会活動に結びつけるには自治会の活動と外部の活動が矛盾するものでないことを認め、自治会活動に参加するこめには外部での活動を放棄したり、弱めたりする必要はなく、外部において新しいライフ・スタイルを自由に追求しながら、地元の地域社会にも同時に関心を寄せ、活動に参加することが求められている。

しかし実際にはコミュニティの内部の伝統的・慣習的な活動と外部の新しいライフ・スタイルの間には相当のギャップがあるので、二つの領域で同時に活動することはかなり違和感を伴うことは事実であるが、その壁をのり越えることが求められている。

そこでこのような違和感を減少させ二つの世界において同時に活動することを容易にするためには地元の伝統文化の再評価が重要になって来る。幸い、かつて封建遺制とされた自治会も世界における日本経済（あるいは文化）の地位の向上にともなって今日ではむしろ日本の地域社会の特性として再評価されるように成って来ており、さらに地方の時代、地方文化の時代という言葉に示唆されているように地域文化が再評価される時代となつて来た。

地方文化を再評価し正しく理解することによって確信をもつて地元自治会の活動と外部での新しいライフ・スタイルがともに追求され得るであろう。

むすび——自治会の特質

(1) 大都市の中の地域集団の多様性

最後に都市の地域集団を考察する際の留意点について述べておこう。

まず第1に、都市社会は極めて複雑で多様な存在である。その複雑さを規定するものとしてまず第1に都市の規模があげられる。例えば「小都市」には村落と同様に主に協働の慣行によって運営されるが、「大都市」になると構成員の質も多様なものとなり、そこに生み出される関係はきわめて複雑なものとなる。小都市、中都市、大都市では地域集団の内容も質的に違ったものと成っている。

さらに都市規模に合せて、その都市の歴史的な事情が地域集団のあり方を大きく規定している。例えば京都には町組の長い伝統があり、横浜、神戸のような開港場として出発した街には明治の初めにまず衛生組合が作られたが、これが大正・昭和に入って町内会に発展した。また第2次大戦後、どのような経過をたどって自治会が復活したかも今日の自治会の性格を規定している。例えば戦後、町内会の廃止とともにあって嘱託や協力員制度を設置したかどうかでも都市毎に異なっているが、このことが自治会への市の業務委託のあり方を左右している。

第2に町内会は「世帯加入」、「自動的全員加入」、「機能的未分化」、「行政の末端の補助」といった性質を備えているところから、前近代社会すなわち「村落」に最も適合的な組織であり、機能分化、流動性、分化のすんだ大都市では適合度が高くないため、一方において精神の拠り所として求められながら、同時に、不斷にテンションを生み出している。このテンションを調整しているのは慣習と「制度化の程度」であるが、これも各都市において異なっている。

第3に留意すべき点は「行政」とのかかわりの強弱である。行政と自治会・町内会との関係については業務を直接委託するもの、協力委員を通して処理するものなど各種のものがみられるが、いずれにしても行政との関係は複雑である。さらには行政から自治会に対して、広報などの業務委託の外に、個別的に様々な業務や地区の内部調整など

にいたるまで依頼されるのが現実である。したがって自治会の協力なしに行政サービスを考えることは殆んど不可能といえよう。

これらの諸点は、互いにからみ合って地域集団の多様性を生み出している。大都市の地域集団を考察するためにはこの多様性に慎重な配慮が必要である。

(2) 自治会の特質

1) 自治会の柔構造

町内会・自治会の果す機能としては、①自治(共有財の管理)、②相互扶助(生活の共同)、③親睦、④内部調整、⑤行政協力、⑥抵抗の拠点などがあげられるが、小都市においては①、②、③が重要ななものであるが、大都市や巨大都市では③、⑤、⑥が重要なものとなる。

大都市の中で自治会の機能が「親睦」だけとなつても容易に消滅することはない。あまり活発な活動をしなく成っても命脈を失ったわけではない。地域に問題がなければ潜在しているが、地区に危機が発生すると、危機に対する防衛の拠点として重要な役割を果すことになる。

2) コミュニティかアソシエーションか

自治会に業務委託をしていない巨大都市神戸市のような場合には、町内会は地区を単位に組織されるという意味で形式的にはコミュニティであると言えるが、実質的には必ずしもコミュニティとは言えない。自治会は法制化されていないため地域のメンバーを強制することは出来ないから実質的には意欲のある人だけが参加するアソシエーションとして活動せざるを得ない。全員参加のタテマエからみるとコミュニティであるが実際の活動はアソシエーションである。

ところでニューヨーク市では1970年代の後半から白人の郊外脱出に伴なって市の財政状態が悪化したため行政サービスが低下し、生活環境の荒廃が一段とすすんだが、これを何とかして回復したいという市民の運動としてブロック・アソシエーションやネイバーフッド・アソシエーションが作られて活動している。これはブロックという地縁をもとに作られているのでコミュニティといえるが、そこではアソシエーションと呼ばれている。地区を第1次的契機としていても、地区を改善したい意思を持つ人の組織であるからであろう。

日本の自治会活動は地縁によるコミュニティであるとされるが、強制力がないため実質的には活動意欲のある人のみによって運営されるアソシエーションである。このように考えると両者の間には殆んど実質的な差はないといえよう。

(3) 自治会に期待される課題

1970年代には環境問題によって自治会・町内会の活性化がみられたが、80年代の後半から90年代にかけて自治会・町内会さらにコミュニティに課される問題は地域福祉ことに高齢者福祉の問題であろう。

第2次大戦後、核家族化の傾向のなかで、家族は弱体化していかざるを得ない。それにもかかわらず、国家の日本型福祉政策として在宅ケアの充実が叫ばれている。しかし弱体化した家族だけではこの要請に答えることは出来ない。そこで「行政」と「コミュニティ」の協力援助によって、地域集団を核とした相互扶助の福祉ネットワークの形成に向わざるを得ない。